

支払督促手続

第1 支払督促とは

支払督促は、債権者の申立てに基づいて、裁判所書記官が相手に金銭の支払を命じる制度で、確定すると、判決と同様に強制執行を行うことができます。

支払督促が債務者に送達されてから2週間以内に債務者から異議の申立てがなければ、債権者の再度の申立てにより、裁判所書記官が支払督促に「仮執行宣言」を付けることによって、債権者が強制執行手続を取れる状態になります。「仮執行宣言」の付された支払督促についても、債務者に送達されてから2週間以内は、債務者から異議の申立てができます。

この手続には、支払を求める金額の上限の制限はありませんが、債務者が支払督促に対して異議を申し立てると、支払督促の手続は民事訴訟の手続に移ります。この場合、訴額が140万円以下のときは同じ簡易裁判所の訴訟手続に移りますが、訴額が140万円を超えているときは、地方裁判所の訴訟手続に移ります。

相手が「お金がないので払えない。」とか「そのうち払う。」などと言って、なかなか支払ってもらえないようなもめごとの場合には、支払督促を選択することが考えられます。

第2 支払督促の申立方法

1 管轄する簡易裁判所

支払督促の申立ては、債務者が現実に住んでいる住所のある地区を受け持つ簡易裁判所の裁判所書記官に「支払督促申立書」を提出して行います。簡易裁判所の管轄区域については「京都府内管轄一覧表」をご覧ください。

2 支払督促の申立て

(1) 支払督促申立書の一般的な定型用紙は、簡易裁判所の窓口にありますから、これを利用することもできます。

支払督促申立書のほかに、その申立てに応じた手数料分の収入印紙と郵便切手の納付が必要です。支払督促申立てに必要な手数料は、手数料額早見表を、郵便切手につ

いては予納郵便切手一覧表をご覧ください。事件によってはその他の書類(商業登記簿謄本など)が必要となる場合がありますので、詳しくは支払督促申立書を提出する簡易裁判所にお問い合わせください。

(2) 仮執行宣言の申立て

仮執行宣言の申立ては、債務者(相手方)が支払督促を受け取った日から2週間以内に異議の申立てをしない場合に行うことができますが、異議申立期間である2週間を経過した日から30日以内に仮執行宣言の申立てをすることが必要です。

仮執行宣言の申立書は、支払督促を申し立てた簡易裁判所に提出します。この申立てに手数料は不要ですが、郵便切手の納付が必要です。詳しくは予納郵便切手一覧表をご覧ください。